

広報 なかのしま

9月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況
()内は8月分

	件数	死者	傷者
54年	18 (4)	0 (0)	19 (5)
53年	31	3	32
52年	25	1	26



火の勢よく 勢よく



人口のうごき
— 9月1日現在 —
()内は前月比

人口	11,204人	(+19)
男	5,509人	(+4)
女	5,695人	(+15)
世帯数	2,223戸	(+5)



あなただけの赤い羽根

赤い羽根「共同募金運動」

今年も十月一日から、赤い羽根の「共同募金運動」が始まります。この運動は、お互いの助け合い精神によって、わたしたちの手で、めぐまれない人たちの生活の向上をはかるなどの福祉活動に必要な資金を集めるものです。この運動のシンボルである赤い羽根は、困ったときはお互いに助け合いながら、住みよい地域社会をつくらうというボランティアの心を表したものです。古くは、あのロビンフッドも「正義と勇気」のしるしとして帽子につけていたといわれます。昨年、全国で約百四十三億

円の募金が集まり、生活に困っている人や社会福祉施設などに配分されました。百四十三億円といいますが、国民一人当たりにして百四十二円の募金をいただいたことになりました。よりよい福祉をめざすにはまだまだ十分とはいえません。

共同募金の運動母体である社会福祉法人中央共同募金会では、いまの十倍、約一千億円（国民一人当たり千円）達成をめざして、みなさんのご協力をよびかけています。今年も、あなたの胸に「正義と勇気」の赤い羽根を。



人権擁護委員に 気軽に相談を!!

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものです。日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるかわからなくて困った——このような問題でお悩みの方は、人権擁護委員に気軽に相談ください。

- 相談は無料で、秘密を守ります。村の委員はつぎの二名です。
- 飛鳥井義賢氏 (6) 3449
 - 吉藤 晃威氏 (24) 1267

人権週間

写真コンテスト

世界人権宣言が採択されてから三十年を経過しました。これを記念して写真コンテストを行いますのでふるって御応募ください。応募は、庶務課まで。くわしくは、庶務課まで。

募集

県立三条高等職業訓練校では、来春三月卒業する中学生および高校生を対象にした訓練生を募集しています。くわしくは、産業課へ。

停電のお知らせ

- ▼ 9月26日 9時～15時
鶴ヶ曾根・稲島・中野東 中野中
- ▼ 9月28日 9時～15時
狐興野・宮内・並木・長呂・島田・宮内下村・関根
- ▼ 10月5日 9時～14時
五百刈・灰島・大口・中興野・大曲戸

火事とまちがわないうで!!

10月15日頃から3日間刈谷田川ダム完成により、サイレンとスピーカーの吹鳴試験を実施いたしますので、火事とまちがわないように!!

「新潟米」総ぐるみ刈取



この「良質米の生産」と「土づくり」運動は、農業生産の基本となるべき密接なつながりを持っています。

最近の農業事情は、化学肥料に頼りすぎる傾向から地力の減退、減収が懸念されており、推しやう肥などの有機物の施設——と全県的に運動を展開しているものです。

当初は、「銘柄米生産出荷モデル部落」として活躍されている横野部落の決意のことばが述べられ、集まった関係者をひきつけました。

また、各種の農業機械の展示会と実演会も行われ、基幹をなす「稲作づくり」を肌で感じました。

りの日・土づくりの日

好天に恵まれた8月29日、「良質米の生産」「収益性の向上」を基本にした「新潟米」の生産と、豊かな土づくりについて、新潟県の意識を高めるために「県総ぐるみ刈取りの日・土づくりの日」を設定して開催されました。

会場にあてられた旧中野小グラウンドおよび横野部落の水田には、県内各地から集まった農業関係者で超満員。

副知事、村長の稲刈りの実演や土づくりの記念行事も行われ、集まった関係者には意義ある一日でした。



規模拡大農家は申し込みを

(あっせん譲受等候補者名簿
掲載希望農家調べ)

すでに農委日より等でお知らせしましたように、農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業の一部改正が行われ、あっせんの方が大幅に改正されたことは御承知のことと思います。

従来にあっせんと異なる点は、一切の不適合な事例排除を目的として、買受者あっせん譲受等候補者名簿の中から選定してあっせんを行うことになりました。

そこで、つぎの資格要件に該当しながら農用地を買受けて経営規模拡大をはかりたい意志のある農家で、まだ候補者名簿に掲載を申し出ていない農家は農業委員会へ申し込ん



でください。
(用紙は委員会にあります。)

※候補者名簿に掲載できる資格の要件

- ① 経営面積が一七〇アール以上であるもの。
- ② 経営主が六〇歳以上の場合、後継者が農業に従事していること。
- ③ 農業経営に従事する青壮年を含む二人以上の家族労働力があること。
- ④ 農業経営の資本装備が一定の水準以上であること。

ポートボール

22	6										
8	15	27	18								
26	2	32	8	8	24						
10	16	16	18	30	4	10	12	18	2		
中野こども会A	中条A	若竹A	上通葉A	中之島A	信条A	中之島C	若竹B	上通葉B	信条B	中野こども会B	中之島B



▶ 8月25日、おはようマラソンにチビっ子約180名が参加、朝もやの中全員完走しました。



「役場」
改築工事終る

役場一階の改築工事が終り、この広報紙の届く頃には今までの庁舎で事務をしています。

約四カ月以上の長い期間を村民のみなさんに御迷惑をおかけした。

少年球技大会結果

12	1						
3	2	1	9				
1	3	10	1	3	4	7	0
15	0	14	0	11	12	10	0
中通若竹A	中条A	中野若葉A	信条A	中之島ベアーズB	上通ヤングパワーズB	中之島ブラックタイガースB	中野若葉B

カマヲ散歩



▶ 交通安全キャラバン隊来村 交通安全母の会連合会が全国各地を交通安全キャンペーン中の8月25日、当村に立ち寄り、総理府総務長官のメッセージを村長に手渡し、交通安全を誓いました。

「たばこ」は村内で買います

「たばこ」を村内で買いますと市町村たばこ消費税が二〇本につき平均二十四円九十四銭が村に納付されます。

たばこ消費税は、村民の方のちよつとした心づかいで村の財政に大変役立つております。

旅行などの折りには村内からたばこを買って出かけましょう。

《過去三カ年の納付額》

51年度 一八、五三、六九〇円
52年度 二七、五七、二〇〇円
53年度 二六、三六、四七〇円

野 球

九月十五日は「敬老の日」。また、この日から一週間は「老人福祉週間」です。

お年寄りは、これまで永年にならないうちに社会に貢献してこられた。長寿を心からお祝いするとともに、今後も今日までつちかっていた知識と経験を社会に役立てていただきたいものです。こうしたことが、お年寄りの生きがいになると同時に、世代を越えた新しいコミュニケーションの場にもなるのではないのでしょうか。

老人に生きがいのある社会を共に築いていきたいものです。そういう意味で村内に住む満85歳以上の方を相撲の番付表に習って長寿者の番付表をつくってみました。ごらんください。

「生きがい」づくりはみんなの手で

老人福祉週間

東									
横綱	横綱	大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関
下沼	中之島第六	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一
吉田ソノミ (97)	堀キユ (94)	本間与治郎 (93)	武石タセ (91)	高橋キセ (91)	岩本亀太 (90)	村上セキ (90)	小川キク (90)	鈴木ヒデ (89)	真野菊五郎 (89)
中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七	中之島第七
村上セキ (90)	小川キク (90)	鈴木ヒデ (89)	真野菊五郎 (89)	中島キセ (89)	松永勇次 (88)	坂口イシ (88)	高畑 (88)	出崎サワ (88)	中条中 (88)
中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三
吉田ヤス (88)	小根山弥三太 (87)	池田キク (87)	河内テウ (87)	横山ハマ (87)	栗林ツジ (87)	中島秀作 (87)	山木ヤエ (87)	山木ヤエ (87)	中之島第六 (87)
中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五
五十嵐タマ (87)	栗林サヨ (87)	原田キミ (86)	鈴木九作 (86)	西沢タツ (86)	石川ツル (86)	笹岡助八 (86)	池田謹治 (86)	池田謹治 (86)	宮内丁 (86)
大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関	大関
高橋キセ (85)	浅野ヨ子 (85)	中沢ヒデ (85)	吉田トヤ (85)	丸山トヨ (85)	中島フジ (85)	大久保鉄次 (85)	大久保鉄次 (85)	大久保鉄次 (85)	大久保鉄次 (85)

蒙御免 中之島村長寿者番付司行

（年齢は九月十五日現在 満十五歳以上）

西									
真野代	真野代	真野代	真野代	真野代	真野代	真野代	真野代	真野代	真野代
室橋完治 (90)	藤塚サヨ (90)	齊藤喜一 (90)	周防ハル (91)	栗林ヨシ (92)	藤田菊治 (93)	間島ヨネ (95)	大野マチ (87)	小菅貞次 (88)	塩入ヨト (88)
中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一
大野マチ (87)	小菅貞次 (88)	塩入ヨト (88)	山本 慧 (88)	鈴木フデ (89)	丸山ナヨ (89)	池田ヨシ (89)	野上トラ (90)	野上トラ (90)	中之島第六 (90)
中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三	中之島第三
岩崎トヨ (87)	今泉トミ (87)	吉村治郎作 (87)	小黒与文治 (87)	中島トシ (87)	真野与兵衛 (87)				
中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五	中之島第五
古川ハル (86)	高橋弥三太 (86)	小態忠蔵 (86)	羽賀正之 (86)	成瀬モト (86)	吉田ヨセ (86)	吉田ヨセ (86)	吉田ヨセ (86)	吉田ヨセ (86)	中之島第二 (86)
中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一	中之島第一
佐藤トヤ (85)	深谷弥平 (85)	西沢栄八 (85)	桶山庄治 (85)	中村イセ (85)	山田マキ (85)	山田マキ (85)	山田マキ (85)	山田マキ (85)	山田マキ (85)



新潟県交通安全シンボルマーク

新潟県交通安全シンボルマークは、交通事故のない明るい新潟県の建設と、県民の交通安全意識の高揚を図るために、昭和54年7月に制定したものです。

このマークのデザインは、新潟県を三角形で表わし、その中に交通ルールを守る親と子を配し、交通安全を象徴したものです。

配色は、新潟県の部分を黄色で「注意」を表わし、日本海の部分を青色で「安全」を表現します。人物は白抜きです。

自転車の正しい乗り方を



自転車は、少し練習すれば比較的に乗れるようになるものです。ことに子供の時代に覚えてしまつと、乗ることに全く抵抗を感じなくなり、そのために、自転車に乗ることに對してあまりにもかんたんに考えるようになり、ときには無頓着であつたり、不注意になつたりするものです。表面には出て来ないが、部落内のいわゆる裏通りの交差点などでの除行、一旦停止無視などで事故が目立っています。道路を走るには、決められた規則を守り、正しく乗るようにしましょう。



踏切は必ず止って安全確認を!

踏切事故は安全確認をしないためによるものがいばんです。

- ①踏切では必ず止って安全を確かめてから通行しましょう。
- ②万が一踏切上で動けなくなった場合は、先ず非常ボタンを押してください。非常ボタンのない所では、発煙筒又は、赤旗などを振って、先ず列車を止める手配をしてください。
- ③しゃ断機のとりこになったら——そのまま通行してください。しゃ断機は斜めに押され通行できます。

安全運転で家族みんな幸福!!

秋の全国交通安全運動

秋の交通安全運動 三つの重点

- ▼子供と老人の交通事故防止。
 - ▼自転車および原動機付き自転車の安全利用の促進。
 - ▼安全運転の確保とシートベルト着用の推進。
- この三つに重点を置き、運動を展開しますが、飲酒運転、暴走運転の追放も強力に推進します。
- これからは日没が早いため、夜間における交通事故が心配されます。夜の道はとかく見えにくいものです。歩行者・自転車乗りそしてドライバーのみなさん、夜はとくに交通ルールを守って安全運転をお願いします。

事故減少の兆し

今年に入ってから村内の交通事故は、八月までに十八件(死者〇名、傷者十九名)発生しました。(表紙右上参照)。これを前年同期(二十三件、死者三名、傷者二十四名)とくらべると死者、件数ともに減つてはいるものの中之島村交通安全対策協議会が抑止目標を定めた交通事故件数十五件を八月末現在ですでに三件もオーバーしました。これを路線別に見ると、国道8号線、県道見附・与板線に比較的多く、また二輪車の交通事故が目立っています。ようやく減り始めた交通事故をこのまま続け、事故ゼロの明るい村を築きましょう。

村内の交通事故件数

月	54年	53年
1月	0	5
2月	0	1
3月	2	1
4月	1	2
5月	3	4
6月	2	5
7月	6	2
8月	4	3
計	18件	23件

あなたを守る……

“命綱”



ドライバーの八五%が、いざというときの「命綱」を無視している——日本自動車連盟が昨年九月、全国三十四ヶ所の主要高速道路で行った調査によると、シートベルトの着用率はわずか十五%。「たかが一本のベルトぐらい」と思いがちですが、シートベルトを着用していれば、死亡事故も十人のうち九人までが助かるという警察庁のデータもあります。ドライバーのみなさんくれぐれも注意を。



越後路はたがねゆづりあそび



消費者とマーク
アルファベットの「e」の中に人形を描いたこのマークは、「特殊栄養食品許可証票」といいます。「e」は enrich (栄養価を)

高める)の頭文字で、ビタミンやカルシウムなどの栄養素を添加した「栄養強化食品」および妊産婦や病人用につくられた特別用途食品に表示されるもので、厚生省の許可が必要です。

「食事療法」に最適な食品

必要です。たとえば妊産婦の場合ですと、丈夫な赤ちゃんを産み育てるためにビタミンやミネラルの強化された食品が欲しい。また、病気になる前は、

回復を早めるためにも、健康なときに比べて多くの栄養を必要とする場合もあります。また、逆に、糖尿病や心臓疾患の人には低カロリーや低ナトリウムの食品が望まれています。

また、特別用途食品には妊産婦・授乳用粉乳と病人用(低カロリー食品、低ナトリウム食品など十二種類)があり、たとえば低カロリー食品などは普通の食品に比べてカロリーが半分以下で病人の「食事療法」に大切な食品となっています。

動物は買うものではなく 飼うものです

9月20日～26日 動物愛護週間

ネコ・ブームなのだそうですが、ネコに限らず動物たちについてみれば、単にブームだからといって飼われたのでは、たまたまのものではないでしょう。

動物は、アクセサリーではありません。ブームだから、だれそれさんも飼っているから、なんとなくかわいいから——といったような単純な理由だけで動物を飼おうとする態度は、自戒したいものです。

最後まで飼う——終生飼育——という自覚と責任をもって、その動物の生理、生態、習性をよく理解して正しい飼育を心がけましょう。

動物は「買う」ものではなく「飼う」ものです。買って来た当座は物めずらしさも手伝って家族みんながわれ先にかわいがるが、何日かたつと飽きてきて、だれも面倒をみないというのでは困ります。

動物を飼う場合は、家族全員でよく話し合って、責任者を決めておくといひましょう。

九月二十日～二十六日は「動物愛護週間」です。いま一度、わたしたち人間と動物の望ましい関係について考えてみたいものです。

10月1日は 法の日

全ての人の自由が平等に 尊重されるように。

自転車はカギと名前がよい見張

全国防犯運動

10月11日～20日

住宅金融公庫個人住宅建設資金申し込み受け

▶受け期間 54年10月1日～10月27日

▶くわしくは、公庫業務取扱金融機関へ。

スポーツと芸術の秋です

総合体育祭 10月7日・10日

第2回 郷土芸能発表会

▶種目 卓球・バスケットボール・バレーボール
バドミントン・柔道・剣道

▶とき 10月21日(日)

▶ところ 中之島中央小体育館
民謡・詩吟・保存芸能など出場者は早目に申し込みを。

国民年金の知識 ⑥

国民年金に加入している間にケガが病気でケガがもとで障害者となった場合に、支給される障害年金を受けるには、次

障害年金

①障害の程度が「国民年金法障害等級表(一級または二級)」に当てはまること。

②初めて医者にかかった日に国民年金に加入していなければなりません。また、初診日の前日に保険料の納付状況が、次のように当てはまっていること。

ア 最近の一年間、保険料をすべて納めていること(他の公的年金の加入期間が含まれてもよい)

イ 最近の三年間、すべて保険料を納めたか、保険料の免除を受けた期間であること。

ウ 保険料を十五年以上納めていること。

障害年金の額は、今年七月から、一級で五十九万七千五百円、二級で四十七万八千円になりました。

第8回 菊花展

あなた自慢の作品を出品ください。

▶期間 11月5日～9日

▶会場 中之島村公民館講堂

※くわしくは、村公民館へ。

村内一周 駅伝大会

11月3日

お年寄りに対する税の特典

お年寄り本人が受けられる控除
65歳以上で年間所得1,000万円以下の場合

お年寄りを扶養している人が受けられる控除
70歳以上で一定額以下の所得のお年寄りを扶養している場合

▶老年者控除◀(23万円)
年間所得の中から基礎控除、扶養控除などのほかに、さらに23万円を老年者控除として差し引くことができます。

▶老年者年金特別控除◀(78万円)
国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている場合は、老年者年金特別控除78万円を年金などの収入から差し引くことができます。

例えば、収入が公的年金や恩給だけの場合、老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、老年者控除23万円、基礎控除29万円の合計180万円までならば所得税はかかりません。

70歳以上で、年間所得が一定額以下のお年寄りを扶養している場合は、配偶者控除や扶養控除が通常の29万円より多い35万円となります。また、そのお年寄りが父母、祖父母などであれば、さらに5万円追加して40万円の控除が受けられます。

一定額の所得とは、自分の勤労による所得(給与所得や事業所得など)の場合は年間20万円以下、自分の勤労によらない所得(利子所得や不動産所得)の場合は年間10万円以下となっています。

この所得を公的年金や恩給だけを受けているお年寄りにあてはめてみると、年間収入148万円まで(老年者年金特別控除78万円、給与所得控除50万円、給与所得20万円)であれば年間所得が20万円以下となり控除が受けられます。

考えよう！みんなでなくそう むだなごみ

環境衛生週間 9月21日～9月27日